令和6年第1回野洲市農業委員会 総会議事録

令和6年1月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和6年第1回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年1月10日午後14時00分より野洲市総合防災センター2階研修室において、 令和6年第1回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1番 野洲 秀一
- 2番 針本 一春
- 3番 北中 良夫
- 4番 井上 輝子
- 5番 中濱 佳久
- 6番 橋本 高明
- 8番 田中 靖志
- 9番 角出 昇
- 10番 北浦 一宏
- 11番 木村 二郎
- 12番 市木 和雄
- 13番 米澤 博
- 14番 井狩 憲一
- 15番 辻 美智子
- 16番 島村 平治
- 17番 清水 稔
- 18番 山本 芳隆
- 19番 岩井 正男
- 20番 青木 章
- 21番 川東 静佳
- 22番 石塚 健一
- 23番 小森 喜一
- 24番 廣瀬 久雄
- 25番 山田 冨男
- 26番 立入 三千男

2. 欠席委員

7番森恒仁(遅参)

会議に参与したる職員

農業委員会事務局長西野智主幹竹中宏

主 任 保智 翔太

主 任 松本 真紀子

農林水産課 主 任 中川 大貴

主 事 亀井 茜里

議 長 みなさま、本年もよろしくお願いいたします。

本日は総会後、農政懇談会を開催しますので、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

日程に入るに先立ち、報告を行います。

ただいまから、令和6年第1回農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は25名であります。

欠席は第7番 森 委員です。

これより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第11番 木村 委員、第12番 市木 委員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3議第1号から議第3号の3案を上程します。

議第1号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第1号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可を することについてをご説明いたします。

案件は1件でございます

議案書の2ページをお願いいたします。資料は別紙Aの1ページから5ページになります。

市三宅 ●●●番、登記地目、現況地目ともに畑、面積293㎡、貸人 ●●● 氏から借人 ●●● 氏へ使用貸借により、自己用住宅にするために転用申請があったものです。

借人の●●● 氏は、妻の実家に近い土地に住宅を新築することを検討され、妻の祖父である●●● 氏が所有する申請地を適地として考えられ、転用を打診したところ、●●● 氏がそれに応じられ、今回の申請に至っております。

次に、造成につきましては、計画地盤高に合わせて切土と盛土を行い、軟弱土は セメントにより地盤改良をされます。周囲はブロックで囲い、土地の北西側には U字溝と会所桝を設置し、土地の傾斜を利用して雨水を集水し、隣接する水路へ 排水します。

従って、周辺農地の耕作に支障がないように整備されます。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

農地法第5条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は農用地区域内の農地、いわゆる青地の農地でありましたが、一昨年からの農林水産課、県との協議を経て、昨年の11月15日付けで農用地区域から除外され、いわゆる白地の農地となりました。

農業委員会においても、令和4年10月の農地部会、令和4年11月の総会において、除外については「意見なし」と決定をしています。

よって、申請地の農地区分については、第2種農地の判断基準の1つである、鉄道の駅を中心とする円の範囲内における宅地の面積の割合が40%となるまで円の半径を延長し、その円の半径1km以内の範囲に存在する農地に該当するため、第2種農地と判断します。その他の項目についても記載のとおりです。事務局からの説明は以上となります。

議 長 続きまして、意見委員の説明を求めます。

第3番 北中 委員お願いします。

北中委員 ●●●さんの孫夫婦が近くに家を建てるために申請されています。

申請地は変電所の近くにあり、この場所に家が建つのかと思っておりましたが、 建物が建設できるかどうかについては開発部局で判断されるということですの で、 農業委員会では農地の場所的な要件で転用が可能かを審議していただきま すようお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。 ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第1号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第1号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。よって議第1号は許可することに決定いたしました。

続きまして、議第2号 農用地利用集積計画について、を議題とします。 この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第3番 北中 委員、第9番 角出 委員、第17番 清水 委員、第18番 山本 委

員の4名に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第2号 農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

議案書の3ページをご覧ください。資料は別紙Bになります。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第5条第1項 の 規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求める ため、提出されたものです。

内容は、別紙Bの明細書のとおりです。

利用権が設定されたのは、合計62件121筆244,269㎡です。

所有権移転につきましては、農林水産課の担当よりご説明させていただきます。

農林 農地利用集積計画のうちの、所有権移転について説明させていただきます。 水産課 案件は6件です。

1件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積431㎡、所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は1筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

2件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積195㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積84㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積114㎡、所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は3筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

3件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積63㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積84㎡、所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は2筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たさ

れております。

4件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。 所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積84㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積114㎡、所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は2筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

5件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。 所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●、現況地目 畑、面積397㎡、野洲市 ●●●番、現況地目 畑、面積297㎡、所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は2筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

6件目は、所有権移転を受ける者は、野洲市●●●番地、●●● 氏です。 所有権を移転する者は、野洲市●●●番地、●●●です。

所有権を移転する土地は、野洲市 ●●●番、現況地目 田、面積1, 116 ㎡、 所有権を移転する日は令和6年1月30日です。

売買金額は1筆合計●●●円です。

所有権移転を受ける者が備えるべき要件については、議案書のとおり全て満たされております。

以上6件、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。 ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第2号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第2号について賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。よって議第2号は原案どおりと決定いたしました。 退席された委員は自席へお戻りください。 退席されていた4名の委員に報告いたします。 只今議題になっております、議第2号は可決決定いたしました。

続きまして、議第3号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、を議 題とします。

この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限に基づき、利害関係者は議事に参与することがでないということで、貸借関係の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第25番 山田 委員に退席を求めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議第3号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、をご説明いたします。

議案書の4ページをお願いいたします。資料は別紙Cになります。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。内容は別紙Cの明細書のとおりです。

中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計20筆、34,109. 52㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。 ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それではこれより議第3号の採決に入ります。お諮りいたします。

議第3号を「意見なし」として原案のとおり、認めることについて賛成の方は挙 手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認めます。

よって、議第3号は議案どおりと決定いたしました。

退席された委員は自席へお戻りください。

退席されていた山田 委員に報告いたします。

只今議題になっております、議第3号は可決決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件にはいります。

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議

題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告についてをご説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。資料は別紙Aの6ページになります。 案件は1件です。

冨波 ●●●番、登記地目 田、現況地目 畑、面積235㎡について、譲渡人 ● ● 氏から譲受人の●●● 氏へ、売買により住居兼店舗に転用するため届出があったものです。●●●氏は申請地を取得し、エステなどのビューティーサロンを経営されます。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。 ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続きまして、報告第2号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について、を議題 とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局 報告第2号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について、をご説明いたします。 議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Aの7ページから8ページになります。 案件は2件です。

1件目です。

永原 ●●●番、登記地目、現況地目共に田、面積 6 1 8 ㎡について、届出者 ●● 氏が田から畑へ形状変更するため、届出があったものです。

届出者の●●● 氏は、所有する畑で長年耕作をされていましたが、この度永原御殿跡の国史跡指定にかかる保存整備事業によって畑が収用され、耕作できる畑が無くなってしまったために、今回届出地の田を畑に形状変更されることになったものです。

次に2件目です。

比江 ●●●番、登記地目、現況地目ともに田、他1筆、面積合計5,309㎡について、届出者 ●●● 氏と●●● 氏が田から畑へ形状変更するため、届出があったものです。

届出地は●●●に貸し出され、イチゴ栽培をするための鉄骨ハウスを建設する予定であるため、その前段階として畑へ形状変更されることとなりました。

事務局からの説明は以上となります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第1回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 14時 22分